

# 家屋補充課税台帳 登録名義人の変更申請書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

下記のとおり、家屋補充課税台帳登録名義人の変更を、変更前後の登録者連署をもって申請いたします。

物件の表示	所在地番	種類	構造	床面積			備考
				1階	1階以外	計	
	松阪市						
	松阪市						
	松阪市						
	松阪市						
	松阪市						
	松阪市						
変更の事由	売買 贈与 相続						
	その他( )						
添付書類	印鑑証明 戸籍謄本 売買契約書 遺産分割協議書 公正証書						
	その他( )						

住所  
変更前の登録者  
氏名 ⑩

住所  
変更後の登録者  
(新納税義務者) ふりがな氏名 ⑩

TEL ( )

この物件に係る問題が生じた場合は、変更前後の登録者において解決し、市には迷惑をかけないことを約束します。

上記のとおり申請することを承諾します。		
相続人	住所 氏名 ⑩	住所 氏名 ⑩
	住所 氏名 ⑩	住所 氏名 ⑩
	住所 氏名 ⑩	住所 氏名 ⑩

※提出者(住所、氏名、昼間連絡のつく電話番号、新納税義務者等との関係)

市役所処理欄(記入しないでください)

決裁	課長	主幹	係長	主任	主任	係	処理	入力	入力確認	受付
								/	/	

\*原本確認

参考事項
------

\*裏面の添付書類等注意事項を必ず確認してください。

添付書類等注意事項

<p>相続</p>	<p>◆申請書に相続人全員の住所・氏名を記入し、<u>印鑑証明の印鑑</u>で押印のうえ、下記の①②を添付してください。 ※被相続人(変更前の登録者)は押印不要</p> <p>①戸籍謄本(法務局が発行する「<u>認証文付き法定相続情報一覧図の写し</u>」でも可)          ・除籍、改正原戸籍等も含め、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本          ・被相続人から相続人全員に繋がる戸籍謄本及び相続人全員の現在戸籍</p> <p>②相続人全員の印鑑証明(被相続人の印鑑証明は不要です。)</p> <p>◇当該家屋について記載された遺産分割協議書の添付がある場合は、申請書の相続人欄の記載は不要です。</p> <p>◇法定相続人が1名である場合の法定相続については、②印鑑証明の添付を省略しても差し支えありません。</p> <p>◇公正証書による変更の場合は、①②に替えて、公正証書および被相続人が亡くなったことがわかる戸籍謄(抄)本を添付してください。</p>
<p>【注意】相続税(国税)の対象となる場合があります。</p>	
<p>売買</p>	<p>◆申請書に<u>印鑑証明の印鑑</u>で押印し、双方の印鑑証明を添付してください。</p> <p>◇当該家屋について記載された売買契約書等の添付があり、これに記名及び印鑑証明の印で押印がある方については、申請書への印鑑証明の印での押印を省略可とします。</p>
<p>【注意】所得税(国税)や不動産取得税(県税)、市県民税(市税)の対象となる場合があります。</p>	
<p>贈与</p>	<p>◆申請書に<u>印鑑証明の印鑑</u>で押印し、双方の印鑑証明を添付してください。</p> <p>◇当該家屋について記載された贈与証書等の添付があり、これに記名及び印鑑証明の印で押印がある方については、申請書への印鑑証明の印での押印を省略可とします。</p>
<p>【注意】贈与税(国税)や不動産取得税(県税)の対象となる場合があります。</p>	

【 共通事項 】

\*上記のうち「◇」に該当する場合、申請書の変更後の登録者について、署名または記名押印(認印可)が必要です。

\*変更後の登録者の住所が松阪市以外の場合は、住民票の添付をお願いします。